第７回　文京区基本構想推進区民協議会

日時：平成２５年１０月２３日（木）
　　１８時３０分～２０時３３分
場所：シビックセンター２４階
　　区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第７回　文京区基本構想推進区民協議会　会議録

「委　員」	会長	辻　琢也	学識経験者
	副会長	平田京子	学識経験者
	団体推薦委員	八木晶子	文京区立幼稚園ＰＴＡ連合会
	団体推薦委員	上野恵美子	文京区私立幼稚園ＰＴＡ連合会
	団体推薦委員	武智弘英	文京区立中学校ＰＴＡ連合会
	団体推薦委員	平井宥慶	文京区民生委員・児童委員協議会
	団体推薦委員	小西慶一	文京区心身障害福祉団体連合会
	団体推薦委員	永井愛子	文京区高齢者クラブ連合会
	団体推薦委員	上田武司	文京区商店街連合会
	公募委員	小林　博	
	公募委員	冨田鋼一郎	
	公募委員	伊與裕子	
	公募委員	小林省太	
	公募委員	髙橋智子	

「幹　事」	企画政策部長	手島淳雄
	総務部長	渡部敏明
	区民部長	田中芳夫
	アカデミー推進部長	小野澤勝美
	男女協働子育て支援部長	佐藤正子
	保健衛生部長	宮本眞理子
	施設管理部長	中村賢司
	教育推進部長	藤田惠子
	企画政策部企画課長	久住智治
	企画政策部政策研究担当課長	大野貴史
	企画政策部財政課長	大川秀樹
	企画政策部広報課長	加藤裕一
	総務部総務課長	林　顕一
	総務部職員課長	辻　政博
	区民部区民課長	石嶋大介
	区民部協働推進担当課長	境野詩峰

区民部経済課長	柳下幸一
アカデミー推進部アカデミー推進課長	山﨑克己
アカデミー推進部観光・国際担当課長	工藤真紀
アカデミー推進部スポーツ振興課長	古矢昭夫
男女協働子育て支援課子育て支援課長	野田康夫
男女協働子育て支援部児童青少年課長	木幡光輝
男女協働子育て支援部保育課長	新名幸男
男女協働子育て支援部男女協働・子ども家庭支援センター担当課長	鈴木秀洋
施設管理部施設管理課長	廣瀬誠一
教育推進部庶務課長	椎名裕治
教育推進部教育改革担当課長	熱田直道
教育推進部教育指導課長	北島陽彦
真砂中央図書館長	奥山郁男

○久住企画課長　それでは皆様こんばんは。お忙しいところをありがとうございます。定刻になりましたので、第７回文京区基本構想推進区民協議会、これから開催させていただきます。

それでは、辻会長、よろしくお願いいたします。

○辻会長　それでは、第７回の基本構想推進区民協議会を始めます。

最初に、委員の出欠状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○久住企画課長　本日ご欠席のご連絡をいただいているのが、大屋委員、岡田委員、東田委員、藤田委員です。そのほか、武智委員と平井委員が少しおくれてご参加ということでご連絡をいただいてございます。そのほかの委員の方については、追ってご到着になるというふうに思ってございます。

それと、本日の会議に先立ちまして、事前にお送りをいたしました資料でございますけれども、次第と資料第１３―２号、それと、１４－２号をお送りをしてございます。

また、本日席上の資料をご確認をいただければと思いますけれども、資料第１５号を配付をさせていただいてございます。前回、小林省太委員からご指摘がございました、指標の位置付けについて、どのような考え方になっているのかについての一覧がほしいというご要望がございましたので、本日ご配付をさせていただいてございます。

なお、この位置付けが、１番から３番までとなってございますけれども、１番と２番の間、もしくは、２番と３番の間等々、位置付けについてのグラデーションもあるということで、きっちりと決まったものという形ではございませんけれども、一応このような視点で盛り込んであるということで、ご参考にしていただければと思います。

それと、各委員から事前にいただいたご意見について、冨田委員、八木委員、小林博委員から意見をいただいてございますので、席上にご配付をさせていただいてございます。

それと、本日、一番最後にご案内をいたしますけれども、基本構想実施計画の個別事業の意見書についてのご意見の調査用紙をつけさせていただいてございます。

最後にですけれども、これは資料にないんですが、前回の狂犬病についての議論をいただいたときに、猫に対しては狂犬病にならないのかといった趣旨でのご質問がありましたけれども、基本的に猫についても狂犬病に感染するということで、狂犬病の流行国では、犬が主な蔓延源となっているということから、法律で規制をするような場合については、犬の狂犬病というような形になっているということでございますので、そこの部分については、この趣旨に従って議事録について調整をさせていただきます。

それと、本日も議論に関係の深い部署の部長等が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

また、基本構想の冊子等、必要でしたらば、ご連絡をいただければと思います。

事務局からは以上です。

また、これ以降の議事進行については、着席によって進行をさせていただきます。よろしくお

願いいたします。

○辻会長　それでは、前回に引き続きまして、本日は、子育て・教育分野、それから、コミュニティ・産業・文化分野、それから、行財政運営分野について検討を進めていきます。

大項目ごとに関係の部長から説明してもらい、その後、委員の皆様からご意見をいただくという進め方も前回と同じです。

それでは、早速検討に入ります。子育て・教育分野につきまして、各中項目に掲げる指標案の変更等を中心に、担当の部長から説明をしていただきます。

時間につきましては、３分野でおおむね３０分ずつ考えていますので、全てを含めて１９時１０分ぐらいまでの目安で議論を進めたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

○佐藤男女協働子育て支援部長　男女協働子育て支援部長の佐藤でございます。

資料第１３－２号の１ページをお開きください。子育て・教育、まず１－１、子育て支援になります。こちら２ページ以降が指標になりますけれども、あわせて資料第１４－２号、こちら１ページ目もごらんいただきたいと思います。

新指標案として掲げております四つは、前回からの変更はございませんけれども、保育園及び幼稚園利用者の保護者満足度、こちらにつきましては、資料第１４－２号の（３）にありますように、保育園との違いについてのご指摘を受けております。そこで、積算根拠も含め、幼稚園の目標値を変更しております。

資料１３－２号、４ページをごらんいただきたいと思います。保育園及び幼稚園利用者の保護者満足度が出ております。

こちら前回までは、幼稚園においては、保護者アンケートの中の園の教育活動に満足しているかという項目で満足度を捉えるとしておりました。これを保育園と同様に園の総合的評価、すなわち、現在の園に総合的に満足しているかという項目を新たに設けることといたします。

この総合的な満足度ですが、個別の満足度、例えば教育活動に満足されていますかと聞くよりは、総合的にはどうですかとお聞きしたほうが満足度が低くなる、という傾向は保育園でも出ておりましたので、目標値につきましては保育園数値も参考にした上で、平成２８年度の目標値５４％で設定しております。

したがいまして、前回ご指摘していただきました、保育園と捉え方に差があるのではないのですかというところを、これで変えていきたいと思っております。

なお、６ページから１０ページに、今後３か年の計画事業を掲載しております。指標の一つ、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率といいますのは、６ページの下から二つ目のこの事業と直接関係する指標ということで設定しております。

また、保育サービス事業量というものにつきましては、８ページ、その私立認可保育所の整備拡充というものが下から二つ目に出てまいります。

また、９ページの中ほどには、多様な保育サービス事業の実施という事業がございます。こう

いった事業によりまして、保育サービス事業量の拡充を目指しております。

また、保育園、幼稚園、育成室の満足度評価等につきましては、８ページや９ページで、保育園の充実、幼稚園の預かり保育であるとか、育成室の整備拡充等の事業が出てまいります。そういったものの成果を、それぞれの満足度や評価で図っていこうというものでございます。

子育て支援につきましては、以上でございます。

○宮本保健衛生部長　保健衛生部長の宮本でございます。八木委員から乳児家庭全戸訪問事業の指標につきましてご意見をいただきましたので、それに関してご説明をさせていただきたいと思います。

出生通知書票提出していただいたご家庭と、いただけない家庭とでの訪問の仕方というのは、若干変えております。その中で、提出していないご家庭に保健師が訪問して成果を上げているので、加えたらどうかというようなご意見かと思います。

この訪問事業というのは、４か月までの乳児のいる、全ての家庭を訪問するというのが大前提になっております。いかにその訪問率を１００％に近づけるかという、取り組みで、全国いろいろな工夫をして実施率を上げていっているというところでございます。文京区の場合は、基本的にはその出生通知票をお出しいただいて、委託の助産師と保健師とで役割分担をして訪問しておりますが、それ以外に、お出しいただけない方について、どのようにしようかというところで、住民台帳から抽出して、把握をして、直接訪問をしているということで、このように数値を上げてきているわけでございます。

こういう努力していることを評価すべきという、ありがたいご意見かとは思いますが、やはり実施率をいかに上げるかという工夫の一つかと思いますので、このままの指標にさせていただきたいと思っています。

○藤田教育推進部長　それでは、教育分野でございます。指標の変更点からご説明させていただきます。資料第１３－２号、１３ページ、体力・健康の増進のところをごらんいただきたいと思います。

前回までこの項目で反復横跳びだけを指標としておりましたが、資料第１４－２号、２ページの下段のとおり、単一ではなく、基礎体力の総合的な評価が望ましいというご意見をいただきまして、再度検討をさせていただき、指標のタイトルどおり、小学５年生と中学２年生の反復横とび、シャトルラン及び持久走並びにボール投げの対全国比（偏差値平均）というものに変えさせていただきました。

これにより反復横とびでは敏捷性、シャトルランと持久走では全身の持久力、ボール投げでは巧緻性ということで、比較的、総合的な基礎体力というようなところに近づけたということでございます。

そのほかの三つの指標については変更はございません。

今後３か年の計画事業につきまして、１６ページから２２ページまで記載をさせていただいて

おりますが、その中で最初の１、自ら学び考え課題を解決する子どもの育成、こちらの関連の事業としては、１８ページ、仮称でございますが、確かな学力向上のための調査活用事業ということで、学力調査等を活用しまして、授業改善をすることによって、全員がわかるような授業をできるだけ心がける、それで学力アップにつなげる。あるいは、１７ページの、こちらも仮称でございますが、確かな学力向上のための講師配置授業、こういうもので実現をしていきたいと思っております。

二つ目の、体力・健康の増進の関連でございますが、１７ページの健康教育推進事業、こちらを中心に健康面での向上、それから、今のところこの事業一覧には含まれておりませんが、体力向上のための事業も検討中でございます。

三つ目に、個が輝き、共に生きる教育の推進関連としては、２０ページ、総合教育相談事業、不登校に対しましては、学校全体での取り組みが一番重要とは考えておりますが、具体的な事業としては、この総合教育相談事業から発展させております、不登校対応チームの取り組みの充実により、実現していきたいと思っております。

最後の項目、豊かな人間性の育成、こちらの関連といたしましては、１６ページの最初の二つの事業、いのちの教育の推進、こころの教育の推進、こちらのほうで実現を図っていきたいと考えております。

いただきましたご質問についての回答でございます。

八木委員からは、指標３の設定理由や根拠について違和感がある。不登校のところでございます。こちらにつきまして、８月２１日、第５回の区民協議会で初めて指標を説明させていただきましたとき、私のほうからも「知」「徳」「体」の３分野に加えて、文京区の教育ビジョン「個が輝き、共に生きる文京の教育」から引用した、こちらを四つ目の項目ということでご紹介をさせていただきました。

義務教育中の児童・生徒がいきいきと学校生活を送れるようにするためには、不登校をできるだけ解消していくべきだとの認識でございましたので、八木委員のご指摘される全てを「知」「徳」「体」のバランス、生きる力に結びつけて説明するというよりも、少しもとに戻りまして、記載を再度検討させていただこうと思っております。

小林委員からご指摘をいただきましたのは、授業理解度のところでございますが、全国学力・学習状況調査における国語、算数（数学）の授業理解度については、表現に誤解が生じるというご指摘で、正確に言えば小林委員のおっしゃるとおり、全国学力・学習状況調査における国語、算数（数学）の授業の内容は、よくわかるの項目における肯定度というのが正確な表現かなと思っておりますので、こちらのほうに変えさせていただこうかと考えております。

また、この指標から学力の傾向を捉えることに、無理があるのではというようなご指摘もいただいておりますが、１人でも多くの児童・生徒が、その授業がわかることを実感できるような指導を展開するということが、自ら学び考え課題を解決する子どもを育成するためには、重要とい

う認識を持っておりますので、こちらの指標につきまして、変えるということは考えておりません。

次の質問項目でございます。道徳の授業を日常的に観察すべきというご指摘のように思いますが、道徳の授業も国語、数学の教科と同様に、年間指導計画のほか、週ごとの計画もつくっておりまして、それに基づき実施することになっております。それがきちんと行われているかというご指摘なんですけれども、各学校の管理職も授業観察をしておりますし、私どもの教育指導課も学校訪問により、年間計画に基づいて実施されているかどうかを、今後も観察し働きかけてまいりたいと思っております。

啓発資料「かがやく心」の内容につきましては、各学校、幼稚園の特色を生かした、創意工夫のある教育実践を紹介しておりまして、区内の幼稚園、小学校、中学校の全教員に配付し、他校の実践例を参考にして、それぞれの工夫や、さらなる充実を図ってもらうように活用しております。

最後のご質問でございます。先ほども引用いたしました、確かな学力向上のための講師配置事業が、有効活用を本当にされるようにというようなご指摘でございますが、ご指摘の非常勤講師は、校長の裁量により配置できるように文京区ではしております。

その具体的な活用例としては、小学校高学年の理科の指導等、教科担任に充てたり、あるいは、都の加配教員がつかなかった学年の算数の少人数指導に充てたりというように、それぞれの学校の事情を踏まえて、校長が責任を持って行っております。

また、この活用方法につきましても、教育委員会のほうも、教育指導課の学校訪問を通じて確認してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤男女協働子育て支援部長　それでは、資料の１３－２号、２３ページからの青少年の健全育成です。

こちらにつきましては、これまでお示ししてきた指標について、変更はしておりません。

文京区の青少年が健全に育っているかという、質的な成果を示すのはなかなか難しいということで、２８ページに計画事業を載せておりますけれども、こちらに載せておりますさまざまな事業への参加者数をベースとして、指標をつくってございます。

なお、四つ目の指標であります青少年プラザにつきましては、平成２７年の４月開設予定で、現在準備を進めております。こちらの計画事業につきましては、今後改めて掲載をさせていただくということになります。

利用者数に加えまして、利用者アンケートをとるということで、満足度を図りまして、成果のほうを示していきたいと考えております。

青少年健全育成は以上でございます。

○辻会長　それでは、ただいまのご説明につきまして、皆さんのほうから、ご意見、ご質問をお

願いします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○八木委員　幼Ｐ連から参りました八木と申します。すみません、もう既にお答えをいただいていたら申しわけないんですけれども、質問の第３項目の豊かな人間性の育成について、どのような取り組みで、この指標の成果を上げるように考えていらっしゃいますでしょうかという質問をさせていただいたんですが、これについてはいかがでしょうか。

○藤田教育推進部長　申しわけございません。一つ飛ばしてしまいました。

豊かな人間性の育成については、先ほども申し上げましたように、二つの事業、特に道徳の授業等を通して実現をしていきたいというふうに考えております。

道徳事業も道徳の時間だけではなくて、学校教育の全体を通して行われるものという認識は持っておりますが、しっかり授業課程にも位置づけておりますし、具体的な取り組みといたしましては、全小中学校で道徳授業地区公開講座というのを設定しておりまして、保護者や地域の方との連携を強めながら、豊かな心の育成を図り、それぞれの学校の特色も見ていただきながら、進めていくという方法をとっております。

そのほかにも八木委員からご指摘をいただきました、災害からみずからの命を自分自身で守る力を身につけるとともに、中学生になったころには、ほかの方の役にも立つような、実践を通してそういう気持ちを身につけるとか、校外学習で生活をともにすることによって、さまざまな生活の実感の中で、道徳性を養うというようなことを通してやっていきたいと思っておりますので、単に指標としてお示しさせていただいた、人のために役に立つ人間になりたいと思うかどうかだけで図れるものという認識は、私どもも持っておりません。

以上でございます。

○八木委員　ありがとうございました。

こういった目標を掲げて取り組んでいくということは、非常に重要なことだと思うんですが、実際の現場において、例えば道徳の授業で小学１年生に、オフレコでもいいんですが、人の役に立つ人間になりましょうという授業を行って、１年生の子たちに大きくなったら何になりたいかというような質問をしたときに、「先生」と挙げた子には「それはいいですね」と言って、「仮面ライダー」と挙げた子には「それは違います」と言って、「サッカー選手」、「それも違います」といった授業が行われるという状況がございました。区幼Ｐ連を通じた保護者間でこういった目標を区のほうで掲げているという話題を出したときに、こういったことが現場で行われていますよというようなことを聞いて、保護者の間ではそれに対して、「いや、サッカー選手は人に夢を与えるからいいし、仮面ライダーも職業的にどうかというとあれだけれども、でも究極の人の役に立つ仕事じゃないかな」というような意見が出たりしました。それを気づいたご家庭では、やっぱりきちんと家庭でお子さんにフォローなどをされていたようです。まだこの小学１年生の純な子どもたちに、そういったことで人の役に立つ人間になるのがいいんですよというので、一

つの価値観を教えるというのに対して、こういう目標を掲げたために上意下達で、現場の先生方がどういう伝え方をするかというので、かなり全く「自ら学び考え課題を解決する子どもの育成」という大前提の目標の、ちょっと反対を行く形にもなりかねないので、この目標を出すということに対して、それだけでは危ないなという責任の重さというのを感じました。きょう、たまたま教育委員会のほうの家庭教育講座がございまして、そちらでいずみたかひろ先生とおっしゃる日本児童文学協会の先生の講演がありましたが、その中でやっぱり「ある解釈があって、それを教え込むだけではだめで、出てきた意見を大事にしながら、自分たちで考えて深めていく授業が大切で、そこで正解はないことに対しても、せめぎ合いながら、ぶつけ合いながら深めていって、より豊かな学びをというのが大事だ」というようなことをお伝えになられて、「実際に大学の学生たちにはそういうふうに伝えているけれども、現場ではどうかな」というのをおっしゃっていたので、ああ、まさに当てはまるかなと思いました。実際に現場でどのような形で伝えていったらいいかという配慮のほうも、すごく重要だなというふうに感じましたので、このような質問をさせていただきました。

すみません、長くなって。

○北島教育指導課長　教育指導課長です。今いただいたご意見、大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

実際に学校における道徳の授業において、あるいは道徳にかかわらず、例えば総合的な学習の時間であるとか、特別活動の中で、そういった社会性であるとか、社会貢献であるとか、そういったことというのは取り上げていく場面というのは非常に多くあって、１年生のときには、その１年という学年の発達段階に合わせてやっていくべきものだというふうに認識してございます。

今、家庭教育講座の講師の方のお話がございましたけれども、全くその講師の方がご指摘いただいたような考え方を持って道徳の授業に当たっているところです。今、取り上げていただいた実際の学校での授業場面、少し課題が見受けられるような授業であったと思いますが、そういった取り組みについても、その教員一人一人の、いわゆる道徳授業の資質能力というのを高めていく必要があるというふうに今感じましたし、例えば道徳の授業においては、ある社会的な事例ですとか、読み物であるとか、そういったものからいろいろな意見を出し合って、その中から、そういう生き方もあるんだ、こういう考え方もあるんだということをお互いの中で共用をしていくことの経験を積み重ねることによって、例えば小学校であれば高学年、それから、中学校に上がったときに向けて、やはり将来、社会の役に立つ人間になっていく必要があるんだということを自発的に子どもたちが持てるような、決して委員がご指摘いただいた押しつけですとか、そういった形にならないような道徳教育、あるいは、キャリア教育を進めていくべきものというふうに、教育委員会としては認識して進めているところです。

実際に中学校の、これは道徳というよりもキャリア教育の事例になりますけれども、職場体験等を体験していく前と後の認識というのは、非常に大きく子どもはそこで心の成長をするわけな

んです。実際に職場体験発表会などで、そういった自分の社会に出て将来を見据えたときの考え方が変わったというあたりのところも、生徒が発表している例もたくさんありますし、何かやはり道徳の授業であったり、そういった体験を通して、子ども自身が自発的に自分がどうあるべきかということを考えるような、そういった取り組みをするべく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

少し長くなりました。

○辻会長　よろしいですか。

その他いかがでしょうか。お願いします。

○小林（博）委員　事前に意見として述べさせていただきました、授業理解度については表現を変えていただいたということで、誤解はなくなるかと思います。ありがとうございました。非常に気になっていたところだったんですが、これで大分違うのかなと思います。

それから、今も話題になっています道徳の授業、私が指摘させていただいた２番目のところなんですが、実際にどうも道徳の授業はなされていないんじゃないかというのは感じています。

例えば、先生方が道徳の授業と称してやっているけれども、実は行事のときの準備になってしまったり、何か学級活動のことになってしまったりという傾向は多分にあると感じています。

先ほどの説明の中で、校長先生が授業観察をしているということですが、実際、授業観察をしているのは何回ぐらいやっているのかと。道徳の授業に入って観察するということは、私は少ないんじゃないかと思うんです。校長先生が観察するに当たっては、授業の教科のほうはよく見ると思いますけれども、なかなか道徳の授業観察には行けない状況があるんじゃないかと思います。

授業観察といっても、教育委員会のほうでは校長先生が何回ぐらい教室へ行っているかというのを、まず把握しているかというのをちょっとお伺いしたいんですが、私が見ている限りでは、業績評価の中で３回ぐらいやるというようなことが明記されているわけですけれども、せいぜい３回ぐらいじゃないかと思います、年間でですね。３回の中で、教科がいっぱいある状況で、道徳に入っていくというのは、よくても１回ぐらい、そうすると３５時間の道徳の授業がある中で、果たしてきちっとなされているのでしょうか。校長先生が把握しているかどうかというのは、はなはだ疑問ではなかろうかと思います。授業観察をしているということだから大丈夫だというのでは、ちょっと根拠としての説明には薄いんじゃないかなと思います。

それから、教育委員会が指導訪問をしているというようなことですが、それも恐らく年に１回、または、学期に１回とすれば、そうすると３回ぐらい、その中で授業を見たときに、道徳に入っていけるということも可能性としては少ないんじゃないかと思うのですね。道徳授業地区公開講座は公開していますから、誰もが入っていけますので、それは必ず見られると思うのです。でも、それ以外のところを、いかにきちっとやれているかというところが問題だと思います。

この道徳の授業が、きちっと文部科学省が言っているように、読み物資料を使って、そして計画的に１時間の授業、それから年間の授業できちっと３５時間やれていれば、かなり違うと思う

んです。いじめの問題とか、それから不登校の問題とか、心の問題があって、何とか「知」「徳」「体」の「徳」のところを、道徳というところで期待するならば、やはり、もっともっと道徳の授業のところに力を入れなきゃいけないんじゃないでしょうかという、私の意見なんです。実態はどうも違うんじゃないかと。その辺のところをもう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、「かがやく心」という資料も、果たしてこれが授業で使われているかどうかですね、読み物資料でさえ使われていない実態があるにもかかわらず、都や区が出した資料をさらに教室で使うかどうかと、そういうところもどこまで教育委員会が把握しているのか、とにかく、今は心の問題が重要視されているということであるならば、まず第一歩として手がけるところとしては、道徳の授業かなと思います。

いろんなところから入り込むことができるんですけれども、とにかく心のメンタルな部分は難しいですから、この道徳という授業ならば、学習指導要領にも明確に示されていますし、きちっと載っているものですから、そこからまずは整理して、そして、次に難しい方策に入っていくというようにしていかないといけないと思います。

それから、ちょっと別なんですが。

○辻会長　とりあえず、今の件を、事務局、お願いします。

○北島教育指導課長　教育指導課長です。三つご質問いただいてございますが、まずは授業観察につきましては、今も委員がご指摘いただいたように、職務にかかわる自己申告の授業観察の関係では、年２回ないしは３回、これについては全教員の１単位の授業を全て１単位時間を通して見て、その教員とその授業についてやりとりをするということが位置づけられておりますが、ただ、それ以外にも管理職は日常の授業観察をしているところです。

ただ、１単位時間を一つの教室にずっと見てという時間というのは、なかなかとれていないと思うんですけれども、私自身も前職は学校管理職でございますので、例えば、これは個人の事例で大変恐縮なんですが、２校時、３校時辺りはずっと教室を回って、それぞれの教室を５分、１０分程度観察をして、気がついたことを指摘するということを繰り返してまいりました。これは全校長を見れば、それぞれ個人差はございますけれども、区内の校長の中でも、私どもがヒアリングする際に、どの程度、日常の授業観察をしているかということは確認し、おおむね把握はしているところです。

それから、その中の道徳の授業についてでございますけれども、実際にその授業観察とは別に、週ごとの指導計画というのを教員は立てております。それを管理職がチェックをしておりまして、実際に道徳は年間３５時間ございますので、毎週１時間ずつ、その道徳の授業のコマをその計画の中にも反映していて、どういった内容の資料を使うであるとか、それから、価値項目ですね、道徳の学習指導要領で幾つかの価値項目が掲げられているんですが、それを明示したりとか、そのようにして行われていることは確認しておりますし、当然、授業観察で各教室を回っているときに、道徳の授業を行っている場面を観察することもしているところでございます。

それから、２点目の教育指導課の指導主事の訪問につきましては、定期訪問として実施をしているのは１校、確かに年１回でございます。実は、今日も私、午前中はある中学校のほうに行ってきたんですけれども、そういった中で道徳の授業を、今日はなかったですけれども、前回行った小学校のところでは、中では道徳を行っているクラスもございましたし、そういったところで確認をするのは年１回、ただし、それ以外に、指導主事は打ち合わせであるとか、それから、教員についてのアドバイスであるとか、そういったことで、私どもには指導主事が５人おりますけれども、そのうちの４人は学校を分担していますので、おおむね月に必ず担当している学校については、２か月に３回とか、１か月に１回は行っているような頻度で行っていますので、そのときに訪問した際に授業の様子などを参観して、特に若手の教員を中心ですけれども、そういった形で把握をしているということは継続しているところでございます。当然、その中でも道徳について確認する機会も、もちろん全教科の中での位置づけになりますけれども。

それから、道徳につきましては、小学校・中学校ともに道徳教育の推進教員、いわゆる学校の言い方にしますと、道徳主任を指名して、その教員がその学校の道徳の全体計画であるとか、それから、年間指導計画であるとか、資料をどういった資料を使うであるとか、そういったことについても作成をして、特に全体計画と年間指導計画については、私どものほうに提出を求め、全校が提出をしているところですので、計画どおりに実施をされているものというふうに、私どもとしては認識してございます。

それから、３点目の「かがやく心」でございますけれども、こちらの性質上、授業で教員がこれを授業に持っていって活用するという趣旨のものではなく、各学校がいわゆる自校の特色ある、人権にかかわる教育であるとか、心の教育、道徳教育にかかわる、その平成２５年度であれば、今年度の取り組みを取りまとめて、それを他校に周知をする、共有をするといった形の編集になってございますので、それぞれの学校がどういう取り組みをしているかというものを教員に配付をして、自校の研究に役立てると、そういう趣旨で作成している資料でございます。

以上３点でございます。

○辻会長　ありますか。どうぞ。

○小林（博）委員　今度は事前に意見を述べておけばよかったんですけど、後で気がついたことなんですが、体力・健康増進のところで、体力を向上させていくということなんですが、それに対する対策、施策というのですかね、それがどこにあるのかなということです。

具体的に、１６ページ以降に計画事業というのがありますが、その中に体力向上にかかわる事業というのは、せいぜい１７ページの一番上にある健康教育推進事業です。ただこれは健康教育であって、体力に集中しているわけではないということであるとすれば、どれがどの計画事業に当たっているのかなということです。体力向上を目指して、２８年度にレベルアップしていく数値目標を立てているならば、そこに向けて何か体力向上するような事業を計画をしていかないと、ただ単に日常のままだったら、平行になってしまうんですけれども、どんな計画があるのかなと

いうところが質問です。

○久住企画課長　企画課長の久住です。

今の体力の向上だけではなくて、まだ現在、重点的に来年度以降取り組んでいくものについて、予算要求段階の中で調整をしております。その中に、今、小林委員からご指摘いただいているような、体力向上の取り組みの具体的な施策についても今は検討をして、もうちょっと詰まった段階で皆様にもお示しをする形になろうかなと思っています。

今回お示しをしている個別の事業については、これまで現段階の中でレベルアップや、新規としてやるものと、それから、２６年度の予算の重点的に取り組むものというのを、今は別にちょっと検討しているので、ちょっとここにはまだ時間的な問題で入ってないものもございますので、そこについてはこの委員会の後になりますけれども、各委員の皆様に重点的に取り組むものの一覧をお示しをいたします。で、そういった中で、個別の事業についてのご意見をいただくような書式も後で整えておりますので、全体としてまだちょっと不足感があろうかなと思いますけれども、若干そちらもごらんいただいて、後ほど、またトータルとしてご意見いただけるとありがたいなと思っております。ありがとうございます。

○辻会長　よろしいでしょうか。

それでは、時間も経過していますので、この分野についてここまでとしたいと思います。

それでは続きまして、コミュニティ・産業・文化分野につきまして、おおむね３０分ですので、１９時４５分までということとさせていただきます。

それでは、まずこの項目につきまして、担当の部長から説明をお願いします。

○田中区民部長　区民部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

３－１の地域コミュニティについてご説明申し上げます。

資料は二つに分かれておりますが、まず資料の第１４―２号の５ページをごらんいただきたいと思います。指標の前回のご議論を踏まえて、変更した点のみをご説明したいと思います。

アのところでございますけれども、町会・自治会の加入の促進を図るという意味で、下の（３）にもご指摘がございますが、その点を踏まえまして、今回、町会加入率ということで指標を立てるということにいたしてございます。

その他、これを含みます理由につきましては、（２）に記載のとおりでございます。

それから、次に資料の第１３－２号ですけれども、そちらの３２ページと３３ページになりますが、ごらんいただきたいと思います。

３か年の計画事業になっておりますけれども、指標との関係でご説明いたします。

一つ目の、地域活動センターの利用者数というのが前のほうにございますけれども、こちらは地域活動センターの整備、それから、運営の充実、ふれあいサロンの事業と、こういったものを通じて利用促進を図っていくということでございます。

二つ目の町会加入率、こちらについては、町会・自治会の活動支援の強化ということで、今後

とも加入促進を図っていくものでございます。

なお、今回、２について議論を踏まえて指標を改めましたが、取り組むべき課題といいますか、表題の部分がそのままになっておりまして、現行の実施計画の指標との整合性を図る観点から、現在、３０ページのところなんですけれども、（２）の表題を、町会・自治会への加入促進に改めまして、またそれとの関係で、（１）のところ、交流・活動の場の提供に改めたいと存じます。恐れ入りますが、この場でご訂正をお願いいたしたいと思います。

次に、三つ目の指標の部分ですが、本年度から新たな公共の担い手と区との協働ということで推進をしているところでございまして、３２ページの下のほうの参加の支援のサイトについても、若干関係をしているというところでございます。

次、産業振興、３－２についてご説明申し上げます。資料１４－２号の６ページ、７ページでございます。

こちらはやはり前回の議論を踏まえて変更したところでございますが、イのところであります。新商品、新技術開発や展示会への出店などの、新たな挑戦に取り組む中小企業を応援するということで、中小企業向け補助事業の認定件数、これを指標にすることといたしました。

これを含む理由については、（２）に記載のとおりでございます。

なお、（３）にいただいております皆様からのご意見についてですけれども、２番目、３番目のあたりですけれども、商店街の振興及び産業振興の成果を図る指標についてということでございますけれども、検討の結果、やはり、より適切な指標としては、中小企業向けの補助事業の認定件数というような形で、若干表現を変えまして採用することといたしました。

それから次のページに、下から二つ目、三つ目あたりですけれども、数値目標が現状維持であることについての違和感といいますか、そういうご指摘がございました。これについては、店舗数が減少する中での商店街を取り巻く環境は非常に厳しいということで、これ以上減らさない取り組み、それから、社会経済情勢が変化する中で、ニーズに合致したセミナーを継続的に実施していくことが重要というようなことから、判断をしているものでございます。

次に、資料１３－２号に戻っていただきまして、３８ページをお願いいたします。

３か年の計画事業ですが、指標との関係で申しますと、一つ目の、創業に関するセミナー受講者数の満足度については、産学官連携支援事業でございます。

二つ目の、中小企業向けの補助事業の認定数については、チャレンジショップ支援事業、それから、異業種交流事業などを推進しているところでございます。

三つ目の、商店街の加入については、商店街の販売促進事業補助や環境整備事業補助、それから、商店街加入促進支援、こういったものを引き続き進めてまいります。

最後、四つ目になりますけれども、消費生活センターの研修受講者の満足度、これについては消費者啓発・教育の推進などを推進しているところでございます。

以上です。

○小野澤アカデミー推進部長　それでは続きまして、アカデミー推進部長の小野澤でございます。

次に、資料の１３－２号、４０ページにございます、３－３、生涯学習の項目でございます。

４１ページ以降に四つの指標がございますけれども、指標上の変更点はございません。

したがいまして、資料１４－２号のほうをごらんいただきたいと存じます。８ページです。８ページをごらんいただきますと、今回ご質問等いただいているところについては、図書館についての１項目ということがございました。ご意見等にございました指定管理制度との関係という点では、ほかの区民の方の多くからは、指定管理者制度の問題点というよりは、いわゆる選書とか配本の問題での希望や、施設の老朽化に対するようなご要望が多いというような状況になっているということでございます。

次に、資料の１３－２号でまいりますと４６ページ、文化振興の項目でございます。ここも４７ページ以降、四つの指標でございますが、指標上の変更点はございません。

資料の１４－２号でまいりますと、９ページをごらんいただきたいと存じます。ここでのご質問等についても、幾つか補完はさせていただきたいと思うんですけれども、一つには、森鴎外記念館についての予算とか人材でのことでございました。ここも図書館と同様、指定管理者制度を導入しているということでございますので、指定管理機関の５年間については、この予算の一定額の中で、いわゆる企画展での実施や、それから人材のほうも、学芸員とか司書の確保というものが一定担保されているということでございます。

それから、生涯学習の人材の育成ということのご質問、前回にも若干お答えはしたんですが、補足させていただきますと、ここでの分野の文化振興ではございますけれども、この文化振興に寄与するための人材の育成という意味では、先ほどの生涯学習の中で、指標ともさせていただいている人材育成講座の終了率というのがあったわけでございますけれども、こういう生涯学習の講座の育成の講座の中で、実際にご活躍いただくような人材を育成としているということをやっております。

また、後ほどの分野で出てくる観光の分野で申し上げますと、やはり、観光のガイドツアーというような事業が出てまいりますけれども、ここでのガイドツアーをやっていただいている方も、いわゆる人材育成の講座の中から終了された方が活躍いただいているということで、一定のサイクルができてきているかなということでございます。

次の項目でございますが、資料１３－２号でまいりますと、５２ページにございますスポーツ振興でございます。こちらのほうも四つの指標がございますが、やはり指標上の変更点はございません。

資料１４－２号でまいりますと、１１ページをごらんいただきたいと存じます。ここでも幾つかのご質問やご意見をいただいているところでございますけれども、やはり幾つかホームページに関するご意見等いただいておりました。この件につきましては、私ども内部的に若干、認識不足というところもあって、ご迷惑をかけたというふうに思っておりますけれども、いずれにしま

しても、近々リニューアルを予定しておりますホームページの見直し作業の中で、こういった有効性についても検証させていただきながら、また改めて検討させていただきたいかなというふうに思っている次第です。これについてはスポーツの決して分野だけではなくて、ほかの分野にも当然、有効性が発揮できることだと思っていますので、そういう視点で検討してまいりたいと存じます。

それから、もう一つ、障害者スポーツの件でございますけれども、障害者スポーツに関しましては、私どもの内部的な話ではございますけれども、若干、障害福祉という福祉の分野で、このスポーツの分野を扱ってきたという長年の経過がございました。近年、そういったことではなくて、スポーツ振興という視点から、やはり扱うべき事項というような認識を、私どもも強く持ってきているところということでございまして、ここ数年来、そちらのほうに向けての今は取り組みをやっているというさなかでございまして、来年以降、また充実させてまいりたいということでございますが、指標についてちょっと扱うのは、もうしばらくお待ちいただけたらという状況でございます。

次に、大変恐縮です。資料の１３－２号でまいりますと、３―６の観光でございます。こちらについても実は同じように四つの指標でございますが、変更点等はございません。

資料の１４－２号でまいりますと、１３ページにご意見等をいただいております。ここでは一つ、フィルムコミッションについてでございますけれども、こちらの有効性についてです。正直なところ、これ私どもも、観光の視点で、どの程度の集客力に結びつくかといったことについては、ある点で正直未知数だなというふうには思っている次第でございます。

ただ、具体例で恐縮でございますが、ただいまちょうど上映中でございます「そして父になる」という映画が今やられていまして、カンヌで受賞作でございます。こちらの撮影がこのシビックセンターを実は使われておりまして、エンドロール等を見ていただくと文京区というのが出てくるわけでございますが、反響は実はいただいてはいるんですが、これがじゃあ観光の視点でどうかということになると、本当に恐縮でございますが未知数ということで、ちょっと長い目で見ていただけたらありがたいかなというふうに思っている次第です。

それから、もう一つ、観光の入り込み客数ということで、五大祭りの集客力を扱うのはどうかというご意見もいただいて、私どももう一度、東京都とも調整させていただいて、実態を聞き取ったわけでございますけれど、やはりどうしても都の場合、広域な調査ということで調査漏れがあったり、大規模な施設に大分左右されてしまうというところがございまして、文京区としては実効性を担保して、いかに成果があったという指標としては、やはり五大祭りのほうがいいのかなという形で、今回はこれを使わせていただこうということでございます。

最後になります。資料の１３－２号でまいりますと６３ページ、交流でございます。こちらについても同じように四つの指標でございますが、指標上の変更点はございません。

資料の１４－２号でまいりますと１６ページになります。こちらでのご意見等につきましては、

やはり幾つかございますけれども、ホームステイについてでございます。ホームステイについては国際交流の観点から継続している事業でございますけれども、ちょうどこれも、あす実は帰国するんですが、ドイツのカイザースラウテルンという姉妹都市に、区長、それから議員の皆さん、それから今回は武道という形で、柔道と合気道の区民の方々が一緒になって、交流２５周年の事業に今ちょうど行って、あした帰ってまいります。こういったようにカイザースラウテルンとは２５年間の姉妹都市という中で、このホームステイもお互いの子どもたちが行ったり来たりという形でございまして、実はご指摘いただいているとおり、今年とか昨年見ると十分定員に達しているんですが、実はその前までの期間、正直言って集めるのに大変苦労したという長い期間がございました。そういう面ではもう少し私ども情報発信して、いつも選ぶのに恐縮だなと思えるような状態まで、何とか持っていきたいということでございますので、今回もこういった指標を使わせていただけたらというふう考えている次第でございます。

コミュニティ・産業・文化全般について、以上となります。

○辻会長　それでは、皆さんのほうから、ご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

お願いします。

○小林（省）委員　スポーツ振興と観光についてですけれども、一つは両方に絡むと思いますけれども、オリンピックをやることが決まったことが、区の施策にどういう影響を与えるのかということを、ちょっと伺いたいというのが大ざっぱなあれなんですけども、それから、もう一つは、先ほどご説明がありました障害者スポーツのことですけれども、これは今度、オリンピックとパラリンピックの関係でも、文科省と厚生労働省との関係みたいなことで問題になっていることだと思いますが、ちょっと先ほどのお答えは通り一遍だったというか、これから検討するみたいな話だったんですが、具体的に区の中での垣根をどういうふうに取り払うかとか、競技団体をどういうふうに使い勝手をよくしていくかというあたりについて、もうちょっと具体的なお話を聞かせてください。

○小野澤アカデミー推進部長　それでは、オリンピック・パラリンピックの関係でございます。大変招致に成功したという形で、これからの取り組み、７年とはいえ、実際にはそんなにないということで急がれる課題です。

それで、一つ今だけ状況を申し上げますと、先ほど企画課長が、教育の分野で若干お答えしたのと共通の部分があるんですけれども、そういった状況が生まれましたので、今、区の中で重点施策というもので、急遽、来年から集中的にやろうという事業の検討に入っております。そういった中で、若干、具体的な事業は検討しているというのが一つ。

それから、私どもちょっとペンディングで待ちながら、なおかつ速やかにと思っていますのは、決まってから直近の実は２３区の区長会としまして、これは開催する区だけではなくて、２３区として、共通事項として大きくやっぱり取り組んでいこうということの、今は調査活動を実は至急しておって、その集約時期に今ちょうど入ってきております。そういった中で、区長会、特別

区として何をするかという、まず大きな方針が出てきた中で、各区の特性を生かしたもので、どう展開していくかという形なんで、先ほど来、スポーツ振興や観光の部分で、オリンピックに関係した形で何をやろうかという個別の作業と、それから、２３区、それから、東京都からも当然出てくるというふうに思っておりますので、そういったものを受けて、また、それをどう区として取り組んでいくかと。

ですから、ちょっとここについては喫緊の課題ではあるんですけれども、少し時間的には、ずれながらの対応になろうかなというふうに考えております。

○古矢スポーツ振興課長　次、障害者スポーツの問題についてでございますけれども、これまで私どもスポーツ振興課のほうといたしましては、障害者スポーツへのかかわり方ということで、現在スポーツ推進委員、元体育指導委員でございますけれども、障害者の運動会へのご協力ですとか、それと、障害者の団体のほうからの例えばスポーツ指導ですとかの協力依頼、そういうふうなことがあった場合に、これまではご協力をしてきたというふうなところは、大きなところでございます。

ただ、ここ最近でございます。ここ昨今、やはりオリンピック・パラリンピック、２０２０年、東京に今決まったと。それとスポーツ基本法の中でも、障害者スポーツの普及振興というものはうたわれているところもございまして、一昨年以来、私どもスポーツ推進委員が中心となりまして、まず、その障害者の方がスポーツ施設にいらっしゃったとき、どのような形で指導、それと、お手伝いができるかというようなところで、その指導者のスキルアップを図ることが重要だというところで、ここ２年間、そのスポーツ推進委員が中心となりまして、スキルアップのための今研修を行い、かつ積極的にその研修等にも受講するような形をとっております。

それで、また現在でございますけれども、今年度につきましては、東京都の障害者スポーツ協会とも協力いたしまして、一過性のイベントですとかに携わるのではなく、文京区の例えばスポーツ施設のほうに障害者の方がいらっしゃった場合に、その障害者の方々に的確なまさに対応、指導ができるような、まず体制をつくるべきではないかというふうなところがございまして、東京都障害者スポーツ協会とも協力をいたしまして、現在、北区に障害者スポーツセンターがございまして、今障害を持たれている方、北区のほうの障害者スポーツセンターへ行かれていますけれども、わざわざ北区までいかなくても、地元の文京区の体育館で例えば指導を受けられないかとか、将来的には、やはり地元での体育館での運動ですとかをできるような体制を構築するべきだろうというふうなところで、今年度はテストケースでございますけれども、障害者スポーツ協会の協力いただきまして、１１月から３月まで毎月１回、現在北区に通っていらっしゃる障害者の方を、ちょっと文京区の体育館のほうに実際にいらしていただいて、障害者スポーツ協会の方々と一緒に、また指定管理者も含めまして、障害者の方のスポーツへの対応の仕方等を、我々のための指定管理者も含めて、スキルアップのための一応研修会を、今年度につきましては計画しているところでございます。

もちろん、これまでのスポーツ推進委員も、研修等でスキルアップを図ってきたところでございますけれども、今後はもちろん、障害者の所管の担当課でございます障害福祉課のほうとも連携を図りながら、具体的にじゃあどういうふうな形で受け入れが可能かというものも、きちんとやはり検討していくべきだろうというふうに考えております。

もちろん、今回の１１月から始めます、障害を持たれた方の実際の文京区の体育館での受け入れの事業でございますけれども、これも私ども障害福祉課、こちらと連携をして、テストケースでございますけれども、始める事業でございます。

いずれにいたしましても、今後はやはり障害者スポーツにもきちんとした形で目を向け、区としてのやはり取り組みを強化していかなければならないというふうに考えております。

○辻会長　その他いかがでしょうか。

○平井委員　さっき区側の説明の話にありました、映画にシビックを貸した、というのは、何か使用料みたいなものいただいているんですか、そのとき。

○工藤観光・国際担当課長　フィルムコミッションの施設料につきましては、今現在はまだいただいておりませんが、２３区それぞれの中で、今後、施設使用料をやはり使用に対してはいただこうということで、方針をいろいろと決めているところでございます。

文京区においても、台東区など先駆的な自治体のお話を伺いながら、現在検討しております。今のところはいただいておりません。

○平井委員　どうぞよろしくお願いします。

○辻会長　その他いかがでしょうか。よろしいですか。

○小林（博）委員　今のと関連するんですけど、フィルムコミッションのところなんですけれども、まず、ロケを希望する映画会社とかテレビ会社とか、そういうところは窓口としてはどこになるのかということです。

例えば、どこか図書館を貸してくださいというときに、図書館のその場の責任者に連絡が行ってしまうのか、あるいは、学校にちょっと教室での場面を撮りたいんですけどといったときに、その学校の責任者のほうに行くのか、どこが窓口になっているのですか。相談・連携の件数が数値になっているわけで、連絡を受ける窓口を統一しておかないと数値に誤差が出てきます。最初の窓口はどのようなところになっているのかなということが疑問だったのですが。

○工藤観光・国際担当課長　フィルムコミッションの窓口は、私どもアカデミー推進部の観光担当で総括することになっています。ただ、まだ、もちろん中には直接に学校に連絡される方、公園の所管部署に連絡される方、この建物がいいということで福祉センターに電話される方などもいらっしゃいますが、私どもの庁内でも、そういった連絡が入った際には、どんな撮影かによっては許可できないものもありますので、ご報告をいただいて、そこから先を引き継ぐ。それ以外、ホームページ等で周知をしまして、制作会社の方などからは直接こちらにお問い合わせをいただくことがほとんどでございます。

以上でございます。

○辻会長　よろしいでしょうか。その他ありませんか。

それでは、次の分野、行財政分野について入りたいと思います。おおむね３０分ですから、８時１０分ぐらいをめどに議論をしたいと思います。

それでは、まずこの項目につきまして、担当の部長から説明をお願いします。

○手島企画政策部長　企画政策部長の手島でございます。それでは、行財政運営について着席して説明させていただきます。

資料は、１３－２号が６８ページ、１４－２号が１８ページからになります。

まず指標についてですが、第５回の協議会でご説明しましたように、これまでの三つの指標のうち、人件費比率を見直ししまして、これに代えて委員からのご意見をもとに、新たにホームページ利用者の満足度を加えたものでございます。

この指標についての委員からのご意見ですが、人件費比率は例えば経常収支比率のように一般的に行財政運営を示すものとして考えられているのか、あるいは、職員数削減の目標をなくして適材適所をうたうだけでよいのかなどのご意見をいただきました。

人件費比率につきましては、区の歳入に占める人件費の割合ですので、人件費が変わらなくても税収などの増減で変動するために、人件費の削減結果が数値に反映されにくく、指標としては適さないというところがございます。

また、職員数そのものを指標にすることも検討いたしましたが、職員数の増減は今後の都区の役割分担の検討ですとか、法改正などの要因で変動する可能性がありまして、流動的でありますので難しいものと考えております。

次に、会議に占める公募区民委員の割合が２５％以上というのは低過ぎるというご意見をいただきましたが、審議会の委員構成は会議の目的や審議内容により決めておりまして、公募区民委員のほか、関係団体からの区民委員、学識経験者、そして行政関係の四者で構成しておりますので、おおむね４分の１の２５％が妥当な割合というふうに考えております。

続きまして、資料１３－２号の７２ページ、今後の３か年の計画事業でございます。ただいまの指標で申し上げますと、一つ目の指標、経常収支比率に関する事業といたしましては、行政評価を活用した事業見直し、公募区民委員の割合に関するものとしては、基本構想推進区民協議会の運営、ホームページの満足度としては、わかりやすいホームページの構築などが関連する事業でございます。

最後に、冨田委員から公募区民委員の割合についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。ご質問は、本日、席上配付してございます。資料は１３－２号の７１ページが該当の部分になります。

まず、区民委員の人数の割合を全委員数の５０％以上という文言を追加した理由ですが、平成２１年に策定いたしました区民参画の手続に関する指針に、この旨を定めておりますが、現計画

ではこの記載を省略しておりましたので、次期計画では指針の内容を、より正確に明記するようにしたものでございます。

次に、区民委員の定義ですが、指針におきまして、区民委員とは、区内に在住・在勤・在学する者のうち、無作為抽出、公募、団体代表により選任された方を区民委員としております。

次に、区民委員とその他の委員を区別する理由ですが、先ほどご説明いたしましたように、公募等の区民委員、団体代表の区民委員、学識経験者、行政の四者で、それぞれおおむね４分の１で構成することが適切であると考え、このような区分をしております。

次に、その経緯ですが、地域の課題を審議するためには、地域活動団体など、地域の各分野で現に活動している方のご意見や、それぞれの専門分野の専門家の知見を広くいただきながら、効果的な審議を行うことが必要ですが、それとともに、区民参加や開かれた区政を推進するために、公募委員などの区民参画手続を定めたものでございます。

次に、基本構想推進区民協議会などの区民委員と関係団体の割合ですが、本協議会、この基本構想区民協議会は、公募・無作為抽出の委員が３９％、関係団体からの推薦委員が５２％でございます。

特別職等報酬審議会は、公募などの区民委員が３０％、関係団体からの推薦委員が７０％でございます。

また、公募などの区民委員の割合を５０％以上とし、関係団体からの委員は一定比率以下とすることが望ましいというご意見ですが、これまでご説明してきましたとおり、それぞれの委員割合はおおむね２５％程度が適切というふうに考えてございます。

なお、さまざまな審議会で、町会や地区対、ＰＴＡ、あるいは高齢者団体などから委員を推薦していただいておりますけれども、これらの団体は地域コミュニティの振興や青少年の育成、あるいは、防災、地域の見守りなど、地域の課題に取り組んでいる区民による地域活動団体でございまして、行政とは地域福祉の向上という共通な課題に取り組むために、対等な立場でお互いに協力し、協働している関係でございます。

行政運営についての説明は、以上でございます。

○辻会長　それでは、皆さんのほうから、ご質問、ご意見をお願いします。

○冨田委員　私の質問の私の理解が少し違っていたということでしょうかね。区民委員という定義は、私は、公募と無作為の委員を一般区民として区民委員だというふうに思っていたんですが、関係団体の推薦の方も区民委員という理解なんですね。もう一度確認させてください。

○手島企画政策部長　おっしゃるとおりなんですけれども、比率のことで言いますと、それらをあわせて５０％。公募委員、それから、無作為抽出の区民委員、それから、団体の方の委員、それらをあわせて５０％というのが基本的な考え方でございます。その中で公募、あるいは無作為抽出の委員の方は２５％、４分の１という考え方でございます。

○冨田委員　この指標にある公募区民委員というのは無作為も入るんですか。ここで言う公募区

民委員、指標の一番大きいところの公募区民委員が２５％という、この公募というのは無作為委員も入るんですか。

○手島企画政策部長　入ります。

○冨田委員　これはわかりにくいな。そうですか。

○久住企画課長　公募については、これまで手挙げ方式といいますか、皆さんからのお申し込みをいただく方を中心に、定員を超えた場合については選考ということだったんですけれども、前回の基本構想のときに、無作為で、いわゆる抽せんでも、手を挙げていただいた方でやる気のある方がたくさんいらっしゃるんだから、もう選考だとかということではなくて、くじ引きでもいいし、無作為抽出でもいいんじゃないかというようなご議論もありました。

今回の基本構想を策定するに当たって、５００人から１，０００人近くの区民の方に、こういう委員会がございますということでご案内を申し上げて、その中でお申し込みをいただいた方の枠を決めて、そこについてはもう抽せん、くじを引いて何番の方が当選ですというような形でやっていこうというようなことを、これは全国的にも本区が初めて投入したということになりますので、非常に開かれた参画を得ていこうというような取り組みの一つとして、こちらの公募区民についての抽出の仕方の一つという形で、取り組んでいるものというふうにご理解いただければと思います。

○冨田委員　もう一度確認させてください。ここで言う指標で言う公募区民委員というのは、実際に手を挙げて選ばれた、私の理解では私も公募区民委員だと思っていたんですが、無作為の委員も公募区民委員だということなんですね。その二つで２５％以上。

先ほどの専門家が２５％、学識経験者が２５％、関係団体が２５％、公募区民が２５％と、この専門家と学識経験者が僕は同じだと思っているんですけど、これはどうして２５％、２５％と考えているんですか。分けて考える。

○久住企画課長　今回で言いますと、会長、副会長にお願いをしていますけれども、それぞれの審議会の中で、学識経験者という形でお願いをする場合と、非常に専門的な見地からのご助言をいただけるような方もいらっしゃいますので、そういう方も含めて、トータルでそういった専門的な見地からご指導いただく、もしくはご意見をいただく方ということで、２５％という形で考えております。

○冨田委員　それもう少し考えさせてください。

それと、特別職報酬審議会、ご回答では公募区民委員３０％、関係団体推薦の委員の方が７０％というご回答でしたよね。私は、実は平成１７年、１８年でやっていたんですが、いわゆる公募の委員として私を含めて２名おりました。それ以外の１０名の方は全て団体推薦の方だったんですね。異様な雰囲気だったと私は思い出しているわけなんですが、今も２名、１０名という構成は全く変わっていない。これで開かれた区政をしているのかなというのが、私のずっと印象ですが、どうしてこれ公募委員をふやすという意志がないように見えるんですけど、数年放置して

いる理由は何でしょうか。

○林総務課長　総務課長です。

現在の特別職等の報酬審議会につきましては、条例上１０名以内ということでございまして、団体推薦の方が７名、残りが公募区民に準じた方ということで、７割、３割という形でございます。

○冨田委員　今は３人公募の方がいるということですね。

○林総務課長　区民代表が３名ということでございます。

○冨田委員　せっかくですから、僕のちょっと定義の誤解がまだ生じているんで、うまくご説明できるかわからないです。提案理由をちょっとこの機会ですから読ませていただきたいと思います。

一応、文京区は、区民に開かれた区役所を標榜しておる。できるだけ一般区民の参加比率、いろんな協議会の参加比率を上げていくという不断な努力が必要だと思います。

関係団体の推薦の委員は、それぞれ立派な活動をされているとは思いますけれども、常に同じような関係団体からの委員が、当たり前のように多くの審議会に就任するのを、私はおかしいと思っておるんですね。

たとえ公的なものであって、区政と非常に密接な関係にあるというのは理解できますけれども、区政と利害関係が特別に深いということでは、メリットもあるんですが、弊害も生じるリスクがあるということを、よくわきまえておいていただきたいと思います。

よい意味での緊張感が薄れて、ややもするとなれ合い、悪い言葉で言えば、癒着の温床になる危険があるということをよく踏まえておかなくてはいけないんだろうと、一般区民としては、ここら辺は監視しておくべきなんじゃないかなというふうに思っています。この機会に発言させてください。

それから、毎回この協議会には、区議の方々が一部ですけれども傍聴していただいて、本当にうれしく思っています。一般区民の率直な意見がいろいろ語られていますので、ぜひぜひ区議会のほうにも、それらを受けとめてつなげていっていただきたいというふうに思っています。

それから、ついでですが、最後にその他のところで、私は指標の位置づけについてコメントを差し上げたいというふうに思っています。

以上です。

○小林（省）委員　一つは、ちょっと聞き逃してしまったかもしれないんですけれども、その公募区民委員が２５％以上を占める審議会の割合を７０％までに上げるというのは、これは改選時期が来たものは、全部そういうふうになるというふうに考えていいわけですか。

○久住企画課長　基本的には、今、冨田委員のご質問に対してお答えをしたような形で、基本的な区民参画の手続に関する指針を定めておりますので、今、小林委員がおっしゃったような形で、改選のときには、そういう形で目標にして取り組んでいくという形になっています。

ただ、条例等で設置をする委員会ですとか、さまざまたくさんの委員会をお願いをして検討をいただいている部分もございますので、そういった条例設置の中でも、条例設置になりますと、議会の同意等も含めて、いろいろ検討しなくてはいけない部分もありますので、そこは目指していくといったところになりますが、必ず１００％それでというふうには目指してはいきますけれども、すぐにそこに１００％になるかというと、少しお時間をいただくような形になりますけれども、そこは努力をしていきたいというふうに思っております。

○小林（省）委員　それは例えば、区のほうで目指しても議会で反対されるとか、そういう意味ですか。

○久住企画課長　そういう形ではないと思うんですけれども、これまでの経過の中で今持っている団体数ですとか、応募者数というのもありますし、それから、さまざま、先ほど利害関係というようなお話もありましたけれども、それぞれの事業を行う中で、団体として活動されている方、もしくは、当事者の皆さんの意見を中心に聞くような会議体等もありますし、それから、介護のような形の審議会等については、専門家の委員の方をどうしても多く入れなきゃいけないといった、そういった会議体一つ一つの性格もありますので、そういったことに準じながら、２５％以上のものを高めていきたいというふうには考えています。

○冨田委員　大体、委員は任期が２年なんですね。だから、開かれた区政を建前として標榜しているんであれば、意志があれば２年たてば直ちに変わっていく、それを１０年かけて７０％にするというのは理解に苦しむんですね。もう少し意志を持ってやっていただきたいと思います。

○久住企画課長　ずっとこの間の委員会の中での目標値というのを１００％にする、もしくは事故率をゼロにするといった、行政の意志の表明をもっと明確にすべきだろうというふうに思ってご発言がいただいております。

私たち行政としても、大きな目標としては、そういった掲げるものは持っていきたいというふうに思っているのは、当然皆さんと同じ気持ちですけれども、とりあえず、次の３年間の中で達成をしていく目標値というのも、一方で進行管理の関係ではつくっていく必要があろうかなというふうに思っておりますので、そういった中での３年間の指標を、６０から７０ということで設定をしたというふうにご理解をいただければと思います。

目指していきたい部分については、区民参画を進めていく、開かれた区政を推進していくという意味では、私たちも同じ考えでいることについては同じでございます。

○冨田委員　これは区の職員では意志はあらわせないと思うんですね。だから、区長のリーダーシップがとても必要なところで、一声で済む話なんですね。何の必要もないと僕は思います。

だから、区長さんの意志を僕は聞いてみたいというふうに思っています。

○辻会長　どうぞ。

○小林（省）委員　私も冨田委員の言うことには非常に賛成なんですけれども、例えば、その審議会なり委員会などで、公募区民委員がふえてきたことによって、何か、例えば時間がすごくか

かるようになったとか、その区民委員の間のいろいろな関心のばらつきがあるとか、そういった弊害というのをお感じになるようなことというのは何かあるんでしょうか。

○久住企画課長　これは本区だけの問題ではないというふうに思っておりますけれども、平成１２年にニセコ町が市民参画条例みたいなものをつくってから、ずっとこの市民参画・区民参画については、はやりのような形で進んできて、その中でご指摘いただいているように、確かに時間がかかるということについては、正直丁寧な取り組みを行うということでは、今まで１回や２回で済んでいたものが、４回、５回になる、倍になるというのは、正直時間がかかるなというのは思っています。

ただ、それは区民参画をやる上での当然の仕組みというふうに思っておりますので、区民参画を標榜をし、取り組みを行っていこうというふうに、区政運営を行う上では、当然のかかるコストというか、そういうふうに思っておりますので、確かに小林委員おっしゃるように時間がかかる、もしくは、さまざまな意見が出る中で、それをどういうふうにきちっと一つの皆さんの共通認識にするかという調整というのは、非常に時間がかかるようになってきたなというふうに思っておりますので、そういう意味でも我々行政対区民の皆様ということだけではなくて、学識経験者のような方の幅広い視点からの調整ですとかということをお願いしつつ、会議体を運営をしていくというような形になろうかなというふうには思っています。

ただ一方で、区民参画によって、さまざまな我々行政だけでは気がつかない、もしくは見落としがちな意見というのも、正直、皆様からご指摘いただきながら、計画が広がっていくというのも一方で事実です。今回の基本構想をごらんいただければ、相当時間をかけて区民の皆さんとつくってきたものですので、そういった意味では、行政の視点だけではない、さまざまな視点を盛り込めた幅広な計画になったのかなというふうにも思っているところです。

○辻会長　これについては、まさにこの審議会自体が区民協議会でもありますので、区民参加にかかることについては、結構重要な要素の一つだと思います。

審議会の中には、むしろ非常に個人情報に近いものを扱う、それから、非常にこの専門的見地で、専ら専門的に判断してもらうというものも中にはありますので、中には向かないものもあるのかもしれません。

だから問題は、その目標値として、これどのぐらいが正確なのかということにつきましては、これ一つの考えですけれども、現在でこの審議会等対象になっているものについて幾つあって、その中で、この比率を達成しているものと、達成していないものというのを出していただいて、その中で、達成していないものの中で、やっぱりなかなか公募ですとか、無作為になじむものとなじまないものが、どういうものがあるのかというのを資料をご提示いただいて、それで次回、最終的にこの目標値でいいのかどうかを、議論をするということにしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○久住企画課長　毎年、これホームページにも公表しているものなんですけれども、区民参画の

進展を探るということで、審議会等の区民参画の状況一覧を作成をしております。

公募区民委員が２５％以上の割合は、１９団体中、いわゆる４７％になっているような現状です。

先ほど会長からもご指摘ございましたように、個人情報の審議会などについては、かなり区民の皆さんの個人情報を扱う審議会になりますので、そちらについては、そういった弁護士さんであるとか、専門家の学識経験の方に、これを公開するのかしないのかというようなご判断をいただく会議体を持っていますので、そういうことも全部トータルで合わせると、なかなか１００になるというのは、現実的ではないなというふうにも思っています。

ただ、そういった審議会については、非常にレアなケースといったら変ですけれども、割合的には少ないので、なるべく区民の皆さんにご参加をいただいて検討していこうというのが、ここでの考え方になっています。

ですから、次の資料、また追加の事業、個別の事業をお送りしますので、そのときに今、会長からご指摘をいただいた、「区民参画の進展を探る」という中の、公募区民一覧については公表しておりますので、改めて資料としておつけさせていただきますので、そちらのほうをご確認をいただければというふうに思います。

○辻会長　まず資料を見ていただいて、改めて、その点を踏まえて、またこの目標値が適格かどうかというのを議論すると、必要に応じてですね。そうしたいと思います。

その他いかがでしょうか。お願いします。

○永井委員　私は高齢者クラブのほうから出ておりますので、公募ではございませんですね。これちょっとね、そちらに物申したいことは、ここに一番最後に、関係団体は区政と利害関係が特別に深くて、弊害が生じるリスクもあると、どういうリスクかちょっとお聞きしたい。それから、よい緊張感が薄れて、ややもするとなれ合いになる、こんなことは一切ございません、老人クラブとしては。

それから、癒着の温床となる危険がある。これ癒着と申しますとね、親しくすれ合ってくっついたまま離れないのが癒着なんですよ。癒着してこれが病気を起こしたり弊害を起こすから、癒着というのはいけない言葉なんです。これ私どもは癒着なんてことは考えておりません。これは区政と皆様方のご意見を聞いて、これは高齢者にも伝えます。皆さんのこういうご意見があると、教育に関しても、観光に対しても、区政に対しても、こういうのがあるということは皆さんにお伝えしますし、私たち自身も自分のために、友のために、社会のために、区民のためにということで、自分の健康をまず、それから、これはみんなの健康もということで、介護予防の研究をしたり、それから友愛活動をしたりして、これは決して区から強制されてやっていることではございません。

ですから、ここにありますリスク、これがちょっと気にかかりました。それから、癒着の温床、これもちょっと気にかかりましたので、ちょっと文句を言わせていただきました。そういうこと

で、決して弊害は私は起きていないと確信します。

それから、老人クラブは私一人が出ているわけではございませんで、時にかわります。老人クラブは毎年毎年、永井が出ろという規則はありませんので、これは委員会で今回は誰々に行ってもらおう、誰々に出て、そういう会議に参加していただこうということを決めておりますので、これは絶対にちょっと文句を言わせていただきました。

○冨田委員　ほかの関係団体の委員の方も、ぜひご意見をお聞きしたいと思っています。

○久住企画課長　私たちが行政のほうで、さまざまな委員の皆様に幅広いご意見をいただきたいということで、冨田委員のご意見はご意見として、こういう形でご提出をいただいたので、オープンにしていますけれども、先ほど申し上げたように、公募による手を挙げていただいて、積極的に意見を言いたいという方についても門戸を開いておりますし、それぞれの活動をされている方については、それぞれの団体でのご意見等々もあると思いますので、そういうふうな意味合いで、幅広い自由な意見を言っていただくことが、幅広な計画の充実につながる、もしくは柔軟な計画につながるというふうに思っておりますので、それぞれの審議会、地域福祉であれば地域福祉の推進にかかわっている団体の方を中心として、公募の区民も入れていくというような形になりますし、教育の審議会でいけば教育活動にかかわっていらっしゃる方、具体的には自分のお子さんを、学校教育にかかわっていらっしゃる保護者の皆様とさまざまな協議をする、保育園の関係であれば、具体的な認証認可、私立含めて、幅広な保護者の皆さんのご意見をいただくというのが、一つは意見の抽出といいますか、出していただくところでは、いい運営ができるのかなというふうに思っておりますし、私たちとしても、それが癒着になったりだとか、まして我々、団体職員が、定年したからそこの団体の役員になるようなことは一切ありませんので、そういうところでは癒着というような表現にはならないのかなと、私の認識はそんなふうには思ってはおります。すみません。

○冨田委員　久住さんにそう言われたので、私はもう一個申し上げないといけないんですが、やっぱり特別職報酬審議会という委員が、関係団体７名の方がいらっしゃるというのは、もう異様な雰囲気なんですね。まあ皆さん、やあやあですよね。私ども公募２人だけが何か端っこにいて、もうしゃんしゃんで決まると。

大体、今のおっしゃるように、やっぱり関係団体の方々がいろんな審議会に入るというのは、いろんなメリットがあるし、そうだろうなというふうに思いますが、なぜ特別職報酬、区長の報酬、区議の報酬を決めるところに、関係団体の人が当たり前のように、また同じように委員として出ているのか、それはこっちでお目こぼしください、こっちで予算上げますよと、そういう関係、私に言わせれば癒着の始まりなんですよ。なれ合いの始まりなんですよ。だから私は申し上げているんですね。

○辻会長　この件は先ほど資料を出していただいて、どのぐらいの水準がいいのかということから、もう一度必要に応じて議論したいと思います。

その他いかがでしょうか。

○小林（博）委員　やはり公募区民委員の件なんですが、審議会に私たちは二つまで関与できるということですよね。私はそれはそれでいいと思っているんです。二つも三つもできないと思うんです。でも、その根拠となる理由か何かあるんですか。

○久住企画課長　以前には、結構複数の方が、いわゆる団体で入っていたりとかということで、公募になっていたりというのもあったんですけど、やっぱりそれは幅広い区民の方のご意見を聞くということでは、２がいいのか、３がいいのか、４がいいのかというのは、考え方問題にはなろうかなとは思いますけれども、一定２ぐらいということで、余り複数の団体の方が区の審議会に入っているのはよろしくないだろうということで、２の科学的な根拠は何かというところまでは明確にはないんですが、２団体までとして、幅広いほかの方についても、その余の枠については、幅広い区民の方にご参加をいただこうという趣旨で、取り決めとしては２というような形で内規を持っております。

○冨田委員　それでは、関係団体の委員の方は二つまでではないですよね。

例えば、永井さんの所属されている高齢者何とか、それは協議会は幾つあるんでしたっけ、全体で。そのうち幾つ高齢者は入っておられるんですか。

どうしてそれは縛りを設けないのですか。

○久住企画課長　ご指摘いただいているように、内規の中では、同一の区民の方については無作為抽出または公募による区民委員として選任できる、審議会等については２以下としますという形になっているので、ここについては団体推薦の方、団体推薦の方の割合については、特に２以下ということでは定めは設けておりません。現状では設けておりません。

○冨田委員　設けるように検討してください。

○武智委員　さっきスイッチまで入れて話が全然できなかったので、私は中学校ＰＴＡ連合会から代表で出させていただいておりますけれども、幾つかやっぱりこういう審議会にお声がかかっています。

で、私個人的には、今現在は二つ出席させていただいておりますが、正直言うとこれが限度かなと、正直二つ以上というのはちょっと厳しい面があります。もちろん仕事もありますし、今日も遅刻してまいりましたけれども。

人選に当たっては、もちろん中学校のＰＴＡは１０校の会長の集まりです。あとは副会長が出席をしておりますので、実際いろんな会合にお声がかかりますけれども、それについてはある程度もちろん経験もありますし、ふさわしい方というのを人選をして出させていただいております。

また、出た会合については、もちろん月１回の定例会での報告も受けますし、また、それについてのご意見があれば、そこで伺って、それをこういった場で発表するという形、そういう形をとっておりますので、いわゆる、そういう意味では、もちろんここであったことも皆さんに周知をしますし、またそれによって意見もいただくと、そういう形をとっております。

○冨田委員　ありがとうございます。武智さんは本当に熱心に参画して、発言もされているんですけど、私なんかが見るところによると、ほとんど出席もされない方もいらっしゃいますよね。あるいは、出席されても何をお考えなのかわからないという委員の方もいらっしゃるし、どういうことなのかなと思いながら、どんなお考えなのかなと思いながら持ち帰るということが多いんですけれども、委員であるということをやっぱりよくお考えいただくのが、やっぱり関係団体の推薦を受けた方であれば、関係団体の意見を集約して何か代弁して発言いただく、そのぐらいは最低限やっていただかないといけないんじゃないかな。欠席されるのは私よくわかりません。

○平井委員　この会議は各委員参加団体の利益を「主張」する会、なんですか、どうなんですか。否、そうではない、と認識していたんですが。

○辻会長　今の議論は、一応この本題に戻りますと、この区民参画の公募区民２５％を占める審議会等の割合と、この数字がどうなるかというところから、今は付随していろいろ議論及びました。いろいろ多方面に議論が及びますので、とりあえず、皆さんさまざまお考え、それぞれの観点からあることがわかりましたので、一応、きょうの議論はここまでにして、先ほどお話ありましたとおり、資料は今公開されているものですが、改めてまた出してもらいますので、それを見て、まずこの指標に即して、今回の目標が適格かどうなのかということを、次回必要に応じて議論をしたいというふうに思います。

行財政分野については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、その他は一番最後なんですけれども、先ほど冨田委員から発言がありましたことは、割とこの分野にも近いことですので、それでは、この子育て・教育、コミュニティ・産業・文化、それから、行財政分野の全体の総括も兼ねまして、それでは、まず先ほど冨田委員ありましたんで、じゃあ、冨田委員のほうから。

○冨田委員　ありがとうございます。きょう、資料の１５号ということで、小林委員から依頼があった指標の位置付け一覧というのをいただきまして、一望できる、きょうのテーマに関することだけですけれども、どういう位置付けで１から２、３と位置付けられているのかなと、大まかであるというご説明でしたけれども、大体わかりました。

そして、実はですね、私が思っておりますことは、前回も区のほうからご説明ありました、できるだけ活動指標から成果指標に移していくんだという考え方、非常にいいことだというふうに思っています。アウトプット指標からアウトカム指標だと宣言されているわけですね。位置付けで、１、２、３、できるだけ１にしていきたいという気持ちは、非常に賛同できるところであります。

ところが、私は、実はこの１から３の表をずっと見てみますと、相も変わらず３がオンパレードという感じがします。３というのは活動指標、区は予算があればこういう活動をやりますと、そういうものが活動指標ですよね。これがやっぱり大宗を占めているなと、相も変わらずだなという印象を受けます。

活動指標がなぜ悪いかといいますと、予算の範囲でやれることは、区がやれることはこれだけですよという、アウトプットだけを問題にする物差しだからです。実はその裏には満たされないニーズがごまんとあります。その満たされないニーズは、野となれ山となれというのが活動指標の悪いところなんですね。

皆さん区の方は、そんなことはとても思っていないと思いますが、活動指標を標榜する限り、区民からすると、満たされないニーズは野となれ山となれ、お金があればやりますよと、後は知りませんという感じ、とても突き放された感じがするんですね。

だから、活動指標をやめて、できるだけ成果指標にしようと、アウトカム指標にしよう、区民の幸せを感じる、そういう指標にしようということで、アウトカム指標にしようということですよね。

これで見ると、１というのがここに散見されますけれども、私の見る限り、ほとんど貧弱なものばかり、特に満足度指標なんていう貧弱なものに置きかえられて、極めて残念に思っています。アウトカム指標として満足度というのでは、区の職員の自己満足度をはかるようなもので、区民としてはもうどうでもいいというような感じがいたします。

ちょっと酷評を申し上げましたけれどもね、実はこのアウトプットからアウトカムという基本的な考え方は、お隣の荒川区の西川区長さんが長年言われていることです。それをやっぱり文京区も倣っていこうというお気持ちは私はわかりますが、出てきたこの指標では、ただただ言葉をパクっただけで、とても貧弱なものにお粗末なものになっていると。私の言葉で言えば、荒川区に対して文京区は３周も４周もおくれているなという感じがします。

荒川区の取り組みは、もう真摯な取り組みをもう長年続けて、どうしたら区民の幸せをはかる物差しを指標としてつくれるかというのを、数年かけて区民を交えながら、学識経験者を交えながらやっております。ことしの夏には、全国から自治体が３０か４０ぐらい集まって、荒川に続けということで、幸せのリーグというのをつくったそうではないですか。荒川区のいい点を、いろいろ荒川区も問題があるかもしれませんが、そういう真摯な取り組みを、どうしていい点をもっともっと取り込んでいただけないのかなと残念に思います。

区の方が指標をつくるのが難しいというのであれば、荒川区の議事録をずっと読んでいただきたいと思います。それから、ここにいらっしゃる学識経験者からもいろいろ盗んでいただいて、もっともっといい指標にしていただきたいというのが僕の意見です。

○辻会長　事務局いかがですか。

○久住企画課長　荒川区が「グロス・アラカワ・ハピネス」ということで、研究会もつくられて冊子も出してというのは、私たちも認識をしております。そういう意味で、なかなか冨田委員にご理解いただけないんですけれども、私たちが求めているものや目指しているものというのは、それほど違いはないかなというふうには思っております。

ずっと指標のご意見をいただいている中で、例えば乳幼児の全戸訪問事業については、これ単

純に件数ですけれども、やはり、それは全件やっていこうというような目指し方はしていますので、そういう意味で、それほど大きく違わないのかなという認識は持っていますけれども、そこから受けるニュアンス、幸せ度、幸福度といった言葉として語るのか、それを現実的な実数として掲げていくのかということの違いなのかなというふうに思っているところです。

ただ、ご指摘いただいている部分については、これから私たちの説明責任として検討していかなきゃいけない部分でもあろうかなというふうにも思っておりますので、そういう視点をどういうふうなところで盛り込めるのか、または盛り込めないのかについては、今、各部長のほうからもご説明申し上げたところではありますけれども、基本的な目指すべき方向性というのは、大きくは変わらないのかなというふうな認識は持っております。

○冨田委員　もう一言。去年の今ごろですか、最初に我々のメンバーの協議会が始まったときに、辻会長は、目黒区は情けないと、文京区はうらやましいとおっしゃったのを、強烈な言葉として私は残っていまして、私はこの協議会であればあるほど、私はこういうふうに申し上げたいんですね。文京区は情けない、荒川区はうらやましいと申し上げたい。何とかもっといいものに、区政にならないかと、そういう姿勢で臨むのがこの協議会ではないかなと。文京区がうらやましいと思ってしまったら、もういいものになりませんよ。もう少し、だから、少しでも半歩でも進歩させましょうよ。

○永井委員　うらやましいじゃなくて、いいことをやっていらっしゃる、それは私たちもまねしていかなきゃ、まねしてでもいいからいいことをやっていく、ただ、文京区は幸せだと言われて、それに甘んじているとは思いません。やはり、文京区でもいろいろとこういう委員会を開いたり、構想委員会開いたり、各団体にもそういうお達しをして、ぜひ文京区、もう少し活性化するようにということで頑張っていることは確かに頑張っています。

いいことをやっているのを、それを一つ二つで見て、荒川はいいと、文京区はだめで、荒川さんはうらやましいけど、文京区はだめだと、この言い方はちょっとひどいじゃないかなと思います。

○辻会長　これはもちろん事務局が大きな役割を果たしていますけれども、ここまで議論が進んできて、これは私たちの努力の結果でもありますので、個別の指標についても一つ今まで議論はしてきましたので、提示したものについて、十分皆さんに提示したもので採用されなかったものはありますけど、個別にこちらのほうで具体的に十分出し切れなかったものなんかも含めて、なるべくわかりやすく区民と一緒につくったこの指標を、ここまでということにしてきていますので、これでも、でも私は前回に比べると、１により近くなっているものもふえてきて、遅々たるスピードですけど、それなりに努力してきて、特にこの表を見ますと、割と分野によっては比較的１が並んでいるところと、それから、比較的３が多いところと分かれていまして、少し部局間の温度差もあるのかなというのがあると思います。

それから活動指標でも、活動指標が基本的に比較的、満足度に近いようなものを示せるような

ものと、それから、割と行政がやったらそれで成果が上がるものと、これについては議論がありまして、皆さんのほうからも、余りこれはささいじゃないかという指標も出されてきたところもありまして、そこのところも含めて今まで議論してきましたので、いま一歩、あと最後にもう一度議論の機会がありますので、全体、個別の中でどこが見直せるのかということについては、皆さんと留意をしながら議論していきたいなというふうに思います。

○平井委員　もう終わりが近づいて、時間がないようなんで一言だけ希望を申しあげておきますが、さっき利益映画会社の使うときは有料になるという話で、今言いたいのは、つまりその利益団体に貸したときは、やっぱりお金を取るべきだと思うんですが、非利益団体が使う場合がありますよね、区の福祉関係機関がやったり、都に関わる福祉団体がやったりする催し物の場合、そういうときには、逆に利用料とかなんかは取らない、そういう福祉行政の姿勢をお願いをしたいということでございます。有益な事業をやっていても、使用料を徴収してしまっては、区の善意ある福祉効果が全くゼロになってしまいます。

○辻会長　それでは、以上とします。

それでは、今後の流れにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○久住企画課長　いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今回いただいたご意見を踏まえて、これから、こちらの皆様からはいろいろご意見をいただいているところですけれども、より幅広く区民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施してまいります。

今回の検討結果等を踏まえまして、実施計画の素案を作成いたしまして、パブリックコメントを１２月６日から２６年の１月６日、月曜日までの期間で実施をいたします。

事前に１２月６日、金曜日に、区報特集号、通常の区報とは別に、この素案だけの特集号を発行して、それとともに区民の皆様への説明会を３回実施することとしてございます。

１２月１５日の１０時から１１時半、シビックセンター３階、１２月１６日、１８時３０分から２０時、目白台交流館、１２月１７日、１８時３０分から２０時で、不忍通りふれあい館、これについても区報でご案内をさせていただきます。

それと、個別の計画事業にかかわる意見については、第６回でお示しをした個別の事業については、なかなか十分な時間をとったというふうには言いがたいと思いますし、ご発言をいただく機会も少なかったと思いますので、今回席上に配付をさせていただきました基本構想実施計画の個別事業意見書、こちらについては先ほど小林博委員から、子どもたちの体力の増強についての事業がどうなっているのか、もしくは小林省太委員から、オリンピックについての記載はどうかといったご提案もありましたので、こういった中で、追加の事業については、今後、重点施策等々の中で検討をしていきたいと思いますので、また、追加になるというふうに思っております。

この委員の皆様からも、その事業案については１１月２９日、約１か月の期間をお取りいたしまして、ぜひ委員の皆様のご意見もいただきたいというふうに思っておりますので、この意見に

ついては個別のメール、もしくはメールでということについては、このフォーマットをお送りをさせていただきます。

また、こちらにありますように、郵送やファクス等々でも結構です。

それから、先ほど来、オリンピック等々も含めてですけれども、現在、来年度に行う重点施策というのを、区が重点的に取り組むものということで別に検討してございますので、そちらについては今回お示しをしている１３－２号等には入っておりませんので、それについては別途、皆様に郵送でお知らせをさせていただきます。

その中で、あわせて先ほど申し上げた、公募の審議会がどんなような形になっているのかという「区民参画の進展を探る」という資料もあわせて、送らせていただきたいと思っておりますので、ご確認をいただき、ご意見がある場合については、ぜひご意見をお寄せいただければというふうに思ってございます。

また、第８回については、２６年の１月の下旬を予定しておりますけれども、まだ正確な日程が決まっておりませんので、こちらもわかり次第早急に、１月ということで皆さんお忙しい時期というふうに思いますので、早急に日程が決まり次第、ご通知を差し上げたいと思ってございます。

また、今年については今回最後ですけれども、資料等については、また置いておいていただければお預かりをさせていただきます。

事務局からについては以上でございます。

○辻会長　その他よろしいですか。

それでは、第７回の基本構想推進区民協議会を終了します。

ありがとうございました。